

西原村障害者活躍推進計画

機関名	西原村・西原村教育委員会・西原村議会事務局・西原村農業委員会
任命権者	西原村長
計画期間	○令和6年4月1日～令和9年3月31日（3年間） ○計画期間内においても、毎年度、取組状況を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。
西原村における障害者雇用に関する課題	本村においては、令和6年度法定雇用率が未達成であるため、法定雇用率を達成する必要がある。 今後、障害者を対象とした職員採用を実施するとともに、障害者である職員が活躍できるような環境を整え、更なる体制整備や各種取組が必要である。
目標	
① 採用に関する目標	○正規職員と会計年度任用職員ともに、計画的に職員採用を行い、法定雇用率を達成する。
② 定着に関する目標	○職場環境等を理由とする不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○職場内の各々の立場（障害を持つ職員本人、共に働く職員、業務を指示する職員）に応じた研修を計画し、協働のためのスキル向上を目指す。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○定期的な面談その他の適切な方法を通じて必要な措置等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じる際には、障害者からの要望を踏まえつつも過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4 その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。